遺産分割協議書

被相続人　　山田太郎　（令和〇年〇月〇日死亡）

最後の住所　　　〇〇県〇〇市○○町○○〇〇番地

最後の本籍　　　〇〇県〇〇市○○町○○〇〇番地

登記簿上の住所　〇〇県〇〇市○○町○○〇〇番地

被相続人の遺産について、相続人である長男 山田一夫及び、次男 山田次郎の2名は、

遺産分割協議を行い、その相続遺産について次の通り分割を協議し決定した。

第1項

山田次郎は、次の(1)土地、(2)建物、(3)家財家具、(4)金融資産、

(5)出資金を取得する。

　　(1)土地

被相続人名義の土地の全て。

土地上の立木は土地の構成部分である。

　　(2)建物

所在地　〇〇県〇〇市○○町○○ 〇〇番地にある建物の全て。

　　(3)家財道具

(2)の建物にある家財道具の全て。

　　(4)預貯金

ＪＡ〇〇協同組合 〇〇支店の被相続人名義の預金。

普通貯金口座番号 12345678の全て。

定期貯金口座番号 23456789預入番号0001の全て。

ゆうちょ銀行の被相続人名義の預金。

普通預金口座番号 12345-67890123の全て。

定額貯金口座番号 23456-78901234証書番号1の全て。

〇〇銀行 〇〇支店の被相続人名義の預金。

普通預金口座番号 1234567の全て。

定期預金口座番号 2345678の全て。

　　(5)出資金

〇〇森林組合　出資金の全て。

第2項

山田次郎は、第1項記載の遺産を取得する代償として、

第１項記載の土地（１）と建物（２）の令和〇年課税評価額と、

預貯金（４）と、出資金（５）の、総合計金額の2分の1を、

令和〇年〇月〇日までに、

山田一夫の指定する口座に振り込んで引き渡す。

第3項

本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、相続人全員が

その財産について再度協議を行うこととする。

上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を2通作成し、各自1通保有する。

令和〇年〇月〇日

住所　　　△△県△△市△△町△△　△△番地

相続人　　山田一夫

住所　　　〇〇県〇〇市○○町○○　〇〇番地

相続人　　山田次郎